

加古川市軽自動車税（種別割）課税保留及び課税取消取扱要綱

平成31年1月22日

税務部長決定

（趣旨）

第1条 この要綱は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）が所在不明、滅失、解体等の理由により課税することが適当でない状況にあると認められるもので、加古川市市税条例（昭和33年条例第13号）第84条第2項又は第3項に規定する申告書の提出がなされていないことにより課税されている場合において、課税の適正化を図るため、軽自動車税（種別割）の課税保留及び課税取消（以下「課税保留等」という。）を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）課税保留 軽自動車税（種別割）の課税を一時的に留めることをいう。
- （2）課税取消 軽自動車税（種別割）の課税取消事由の発生により、その課税を取消することをいう。

（課税保留の対象範囲）

第3条 課税保留の対象となる軽自動車等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1）軽自動車税（種別割）の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下「所有者等」という。）から軽自動車等が所在不明であるという申立があったもの
- （2）所有者等が所在不明となり3年以上にわたり納税通知書の公示送達を行ったもの
- （3）所有者等が死亡し相続人が不明のもの
- （4）前3号に掲げるもののほか、書類調査等により軽自動車等の実態を調査する必要があると市長が認めるもの

（課税取消の対象範囲）

第4条 課税取消の対象となる軽自動車等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1）盗難によって軽自動車等の所在が不明となっているもの
- （2）天災、火災等により軽自動車等としての機能を失ったもの
- （3）解体によって軽自動車等としての機能を失ったもの
- （4）事故により修理をしても再び使用に耐えられないと認められるもの

(課税保留等の手続等)

第5条 市長は、所有者等から軽自動車税（種別割）課税保留申立書兼課税取消申請書（様式第1号）により第3条第1号及び第4条各号の規定による課税保留の申立若しくは課税取消の申請があった場合又は第3条第2号、第3号及び第4号に該当すると判断した場合は、軽自動車税（種別割）課税保留及び課税取消調査書（様式第2号）により当該軽自動車等の実態の調査を行うものとする。

2 課税保留等を行う場合の必要書類及び適用時期は、別表に掲げるとおりとする。

(課税保留等の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による実態調査により課税保留等の対象となる軽自動車等であることを確認した場合は、課税保留等の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により、課税保留の可否を決定した場合は、軽自動車税（種別割）課税保留申立に対する決定通知書（様式第3号）により、所有者等に通知するものとする。ただし、第3条第1号に規定する場合に限る。

3 課税保留の状態が連続して3年以上経過した軽自動車等については、課税台帳の抹消登録を行うものとする。

(課税保留等の取消し)

第7条 課税保留等を決定した後、課税保留等の対象とならない事実を確認した場合又は不正な手段によって当該課税保留等の決定を受けたことが判明した場合は、市長は当該課税保留等の決定を取り消す。ただし、所在不明となっている軽自動車等が発見又は返還された場合は、発見又は返還された日の前日の属する年度の翌年度から課税するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。ただし、この要綱の規定中軽自動車税（種別割）に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税（種別割）に適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

課税保留及び課税取消手続一覧

区分	対 象	必要書類	適用時期
課税保留	所有者等から軽自動車等が所在不明であるという申立があったもの（第4条各号に掲げるもののうち、証明のないものを含む。）		税務職員が調査し、当該事実を認定した日の前日の属する年度の翌年度から
	所有者等が所在不明となり3年以上にわたり納税通知書の公示送達を行ったもの	・過去3年分の公示送達書	税務職員が調査し、当該事実を認定した日の前日の属する年度の翌年度から
	所有者等が死亡し相続人が不明のもの	・戸籍謄本等	所有者等が死亡した日の前日の属する年度の翌年度から
	書類調査等により軽自動車等の実態を調査する必要があると市長が認めるもの		税務職員が調査し、当該事実を認定した日の前日の属する年度の翌年度から
課税取消	盗難によって軽自動車等の所在が不明となっているもの	・盗難届出済証明書又は盗難届の受理番号を記載した書類等	盗難届出済書に記載された盗難の日の前日の属する年度の翌年度から
	天災、火災等により軽自動車等としての機能を失ったもの	・被災証明書等	証明書に記載された被災の日の前日の属する年度の翌年度から
	解体によって軽自動車等としての機能を失ったもの	・解体証明書等	証明書に記載された解体の日の前日の属する年度の翌年度から
	事故により修理をしても再び使用に耐えられないと認められるもの	・事故証明書等	証明書に記載された事故発生日の前日の属する年度の翌年度から